

# 奈良朱雀・奈良商工高等学校

## いじめ防止基本方針

### はじめに(学校の方針について)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題である。

「自分はかけがえのない存在である」と感じることは、あるいは他の人の大切さを認めること、また、多様な見方や考え方を受け入れることは、生きていく上で、何よりも重要である。他者から信頼されているという環境の中で、自分の良さを実感し、自分は周囲の人のために役立っていると思える気持ちをもつことは、自分や相手を大切にしようとする姿勢につながり、いじめを許さない態度にもつながる。また、善悪を正しく判断し、自他の尊厳を守るため、自信をもって行動する力を身に付けさせることは、教育において重要と考える。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒等一人ひとりに「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

### 1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

## (2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。
- 加害者や被害者になりそうな生徒等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

## 2 いじめ防止のための体制

### (1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

【別紙1】

### (2) いじめ防止等に係る年間指導計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間指導計画を別に定める。

年間指導計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

なお、12月を「いじめ防止強化月間」として取組の強化を図る。

【別紙2】

### (3) いじめの防止等の対策について全教職員で共通理解

いじめの防止等に係る職員研修等の実施により、いじめの防止対策について全教職員で共通理解を図る。

## 3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。 【別紙1】【別紙2】

### (1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

いじめを生まない土壌づくりのため、生徒への取組の前提として、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境づくりに努める。また、生徒の自己有用感を高め、努力したことを認め合い、互いに尊重する集団づくりに取り組む。

〈主な取組内容〉

- ・人権教育、いのちの大切さを学ぶ教育の推進

- ・道徳性と自尊感情の育成及び、授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設定することなどによる、自己有用感の醸成
- ・情報モラル教育をはじめ、情報教育の充実

## (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

〈主な取組内容〉

- ・生徒の些細な変化を見逃さない、教職員の生徒理解の推進
- ・SCを含めた校内教育相談体制の充実強化
- ・定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- ・家庭との密な連携

## (3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

〈主な取組内容〉

- ・正確な情報の把握と教職員間の共通理解及び記録の徹底
- ・家庭との報告と連携、設置者への報告、必要に応じて関係機関との連携

## (4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

〈主な取組内容〉

- ・いじめ被害・加害生徒はもとより、必要に応じて周囲の生徒それぞれへの人間的成長につながるよう継続的に指導・支援を行う。

## 4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

## 5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、HPなどで積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会においてPDCAサイクルにより点検し、必要に応じて見直しを行う。